

主 文

原判決を破棄する。

本件を大阪高等裁判所に差し戻す。

理 由

検察官の上告趣意第一点は、判例違反をいうけれども所論引用の判例は事案を異にする本件には適切でなく、同第二点は単なる法令違反の主張であつて、いずれも刑訴四〇五条の上告理由に当たらない。

しかし所論にかんがみ職権を以て記録を調べてみると、被告人等三名の本件各犯行は、日本共産党創立三十周年記念文化祭の後、検挙者を生じ一般群衆が喚声をあげ殺気立っていたとき、更に集会散会后無許可示威行進が行われたので警察官の部隊が実力行使によりこれを解散させたとき、検挙又は警備に当たっていた警察官に対して、それぞれ投石したものであつて、被告人Bの判示巡査Cに対して投げた石は同巡査の耳のあたりをかすめて飛びその身体には当らず、被告人Dの判示巡査Eに対して投げた石は同巡査の鉄兜に当り、被告人Fの判示巡査Gに対して投げた石は同巡査の臀部に当たつたものであることが窺われるところ、原審は右各投石行為は暴行ではあるが、いずれも只一回の瞬間的な暴行にすぎない程度のものであるから、未だ以て公務執行の妨害となるべきものとは思われなしとし、従つて第一審が同一見解の下に、起訴状の公訴事實は刑法九五条の公務執行妨害罪となつているのに、被告人等の各所為は単純暴行罪であるにすぎないと認定し、同二〇八条を適用処断したのをそのまま是認したこと明らかである。しかしながら、公務執行妨害罪は公務員が職務を執行するに当りこれに対して暴行又は脅迫を加えたときは直ちに成立するものであつて、その暴行又は脅迫はこれにより現実に職務執行妨害の結果が発生したことを必要とするものではなく、妨害となるべきものであれば足りるものである。（昭和二四年（れ）第二八九八号、同二五年一〇月二〇日第二小法廷判決、集

四卷一〇号二一一五頁参照)。そして投石行為はそれが相手に命中した場合は勿論、命中しなかつた場合においても本件のような状況の下に行われたときは、暴行であることはいうまでもなく、しかもそれは相手の行動の自由を阻害すべき性質のものであることは経験則上疑を容れないものというべきである。されば本件被告人等の各投石行為はその相手方である前記各巡査の職務執行の妨害となるべき性質のものであり、従つて公務執行妨害罪の構成要件たる暴行に該当すること明らかである。そうだとすれば被告人等の各投石行為がたとえ只一回の瞬間的なものであつたとしても、かかる投石行為があつたときは、前説示のとおり、直ちに公務執行妨害罪の成立があるものといわなければならない。原判決が被告人等の各投石行為の如き只一回の瞬間的な暴行にすぎない程度のもは刑法九五条の暴行には当たらないという見解に立ち、かかる投石行為を、検挙又は警備に當つていた警察官に対してなしても、未だ以て公務執行妨害罪は成立せず、単純暴行罪が成立するにすぎないと判断したのは、同条の解釈を誤り、ひいて判決に影響を及ぼすべき重大な事実の誤認をおかしたものであつて、刑訴四一一一条一号、三号により破棄を免れない。

よつて同四一三条本文により裁判官全員一致の意見で主文のとおり判決する。

検察官 神山欣治公判出席

昭和三三年九月三〇日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	河	村	又	介
裁判官	島			保
裁判官	垂	水	克	己
裁判官	石	坂	修	一